

議案第26号

向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月23日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

(向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 向日市長及び副市長の給与に関する条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在)において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在)において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額</p>

<p>(以下「基礎額」という。)に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(以下「基礎額」という。)に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

(向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と</p>

する。	する。
-----	-----

(向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>第13条の規定によりその例によることとされる向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2条第1号の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する会計年度任用職員の期末手当については、その額を減ずる措置は行わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項及び第3項の規定及び向日市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第15条の4第4項から第6項まで（向日市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第17条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は第2条の規定による改正後の向日市長及び副市長の給与に関する条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（条例又は向日市長及び副市長の給与に関

する条例（以下「特別職給与条例」という。）の適用を受ける者をいう。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10
- (3) 特別職給与条例第1条に規定する特別職の職員 167.5分の10